

《論説》

近代少年法制における未成年年齢

— 舊刑法時代から昭和少年法制定まで —

鷺 野 薫

目 次

- I はじめに
- II 明治期
 - 1 舊刑法までの刑事上の責任年齢
 - 2 現行刑法の成立と年齢問題
 - (1) 刑法策定の経緯
 - (2) 年齢に関する経緯
 - (3) 参考とされた外国刑法の刑事責任年齢
- III 刑法以外の法令による年齢の扱い
 - 1 民法
 - 2 監獄則並図式（太政官第378号）
 - 3 感化法（明治33年法律第37号）
- IV 旧少年法制定以降
 - 1 旧少年法（大正11年法律第42号）・
矯正院法（大正11年法律第43号）
 - 2 少年教護法（昭和8年法律第55号）
 - 3 少年法（昭和23年法律第168号）・
少年院法（昭和23年法律第169号）
- V 小括

I はじめに

平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）が成立し、第3条は、「満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する」とし、平成27年に「公職選挙法等の一部改正」があり、満18歳の者に選挙権が与えられた。成人年齢に関する対象法令約300のうち9割について、各府省庁

の検討が終了したとされている¹⁾。

法制審議会民法成年年齢部会では、平成21年10月に「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」が出され²⁾、「成年年齢については、これを18歳に引き下げるのが適当」との答申がなされた。その結果、少年法制も大きく影響を受けている。

本稿は、明治維新以降の近代日本における未成年者に関する法整備上の議論を概観し、昨今の年齢問題の参考としたい。

II 明治期

1 舊刑法までの刑事上の責任年齢

わが国の成人年齢については、明治初頭では混乱しており、明治9年(1876年)4月1日に太政官布告第41号で、「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」とされ、一応の見解が示された。新政府は、刑事年齢について、慶応3年(1867年)に大政奉還後、刑法施行までは、公事方御定書を中心とする幕府の刑法を、諸藩は藩刑法を行う方針を示した。これは慶應3年10月に徳川慶喜が八事稟請で「一 刑法之儀ハ召ノ諸侯上京之上御取極メ可相成ト存候得共夫迄ノ處ハ仕來通ニテ宜候哉」と確認したのに対して³⁾、政府は「召之諸侯上京之上規則相定候得共夫迄之處ハ是迄通り可心得候事」と回答している⁴⁾。

明治元年(1868年)には、「刑律ヲ假定シ、不決ノ者ハ刑法官ニ稟候セシム」(明治元年10月晦日行政官布告)により、新たな律の布告までは公事方御定書で仮に統一することを通達し、更に同年11月13日行政官布告「新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ仍り、其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限

1) 衆議院憲法調査会第1回憲法審査会議事録 平成24年2月23日

2) 法制審議会民法成年年齢部会最終答申 平成21年10月28日

3) 太政官編纂・東京帝国大学蔵版『復古記』第一冊15頁以下

4) 内閣書記局編『法規分類大全』刑法門二 刑律一、14頁

り…」を發出し⁵⁾、磔刑は君父を殺す大逆に限定するなど過酷な刑罰を緩め、死刑の執行には勅裁を経るなど、寛刑主義を標榜した。

旧幕藩の法制を暫定利用することから、15歳以下の童が殺人や火付けをした場合、15歳になるまで親族預けにし、達年した段階で遠島に処した（第79）。また15歳以下の盗みについては、大人の仕置きよりも一等減じた処罰で臨んだ（同）。これは「子心ニテ無辦キ」ことを理由としているが、窃盗の場合は一等を減ぜられ、入墨、敲等が執行され、年齢による刑の留保は行われない。

新律編纂に関して、新政府は、明治8年1月7日司法省達第1號を以って各府縣へ「舊藩ノ刑法書類差出ノ事」を發布し、「其藩祖ヨリ用來り候習慣之法律或ハ法律ニ類シタル罰則并ニ罰例存在致シ居候分…」と指示し、新律作成の資料集めをしている⁶⁾。

明治元年（1868年）に刑法事務科（後刑法事務局）により、「仮刑律」が編纂され、明治3年（1870年）11月に施行しつつ、刑法典の編纂が企図され、「新律成功ニ付合六冊進達仕候宜御評議被仰付度奉存候也」として刑部省から太政官へ明治3年12月上諭し、「新律綱領」が制定された。刑部省は新律綱領を暫定的なものと考えており、明治4年（1871年）に改訂作業を開始し（官制改革により司法省が引継ぐ）、明治5年に第一、第二次草案を太政官へ上進した。左院の意向から同年11月に第三次草案を再上進した。これが明治6年5月上諭の「改定律例」となる。

これらは、名例律を踏襲しており、年齢による可罰の適否・程度を70歳以上—15歳以下、80歳以上—10歳以下、90歳以上—7歳以下基準を採っている。

明治7年条約改正の動きから、刑法の必要性が論じられ、左院議長伊地知正治は、明治7年（1874年）年8月14日に太政大臣三条実美に対し、「新

5) 内閣書記局編『法規分類大全』第二六 明治23年5月12日内閣記録局編輯14頁

6) 官省布告類纂 明治8年1月卷1 治罪法70頁

ニ議律ノ局」を設け、各国刑法に習熟する者を委員として「完備ノ善律を起草すべし」と上申している。明治6年(1873年)に、ボワソナード、鶴田皓、井上毅、名村泰蔵らを中心に草案が練られた。明治8年5月の司法省職制章程第五條に従い、刑法草案を立案するため、新たに別局を開き、同年9月15日、司法卿大木喬任は、四等出仕鶴田皓・五等判事平賀義質・六等出仕小原重哉・同藤田高之・七等出仕名村泰蔵・同福原芳山・同草野允素・八等出仕昌谷千里・同横山尚・裁判所中属渋谷文毅・十二等出仕濱口惟長の各員に刑法草案取調掛を命じた。翌9年4月に大木司法卿は刑法改正の議を上奏し正院に「日本帝国刑法初案」(第I編82か條)を上呈し、それが「改正刑法名例案」として元老院に送られたが、不完全であるという理由で審議を経ずに返された。

司法省では明治9年5月、ボワソナード起草の草案を原案として編纂作業を開始し、太政官では、明治10年12月に刑法草案審査局を設置し、そこで司法省草案の審査作業が開始され、審査は明治12年6月に終了し、「刑法審査修正案」(IV編430條)として太政大臣に上申された。

翌明治13年3月「刑法審査修正案」は元老院に送られ、同年4月16日に審議を終了し、翌日これを上奏した。「元老院修正案」は内閣で承認され、明治13年7月17日太政官布告第36号「刑法(4編430條)」として公布され、15年1月1日から施行された。

太政官刑法草案審査局による舊刑法草案(明治10年11月司法書記官鶴田皓提出)では、草案第91條に「罪ヲ犯ス時年齢十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス」とし、後段で「然レトモ其情状ニ因リ特別ニ設ケタル懲治場ニ拘置スルコトヲ得但期限ハ本犯ノ年齢滿十六歳ニ過ルコトヲ得ス」とした。また、第92條では「罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ辨別シタル時ト否トヲ審案シ其辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但前條ノ例ニ照シ本犯滿二十歳ニ至ルマテ之ヲ拘置スルコトヲ得」とする。なお後段で「若シ辨別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等又ハ三等ヲ減ス」とし、第92條では「…滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者」には本刑に一等又

は二等を減じ、同 95 條では「違警罪ヲ犯ス時ハ滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルヲ得ス」と規定した。⁷⁾

この草案は、明治 12 年 6 月 25 日刑法草案審査總裁柳原前光提出分により 478 條から 430 條へ修正され、年齢に関する不論罪について、草案 91 條は審査修正案では第 79 條「罪ヲ犯ス時年齢十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上モ者ハ情状ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルヲ得」と修正している。草案第 92 條については、後段「二等又ハ三等ヲ減」を審査修正案第 80 條では「二等ヲ減」と修正した。同様草案第 93 條の宥恕「一等又ハ二等」を審査修正案 81 條は「一等」としている。これは寛刑主義によるもので、ボアソナードの『年齢は所為の辨別知覚上の影響に及ぼすこと第一期は十二歳以下、第二期は十二歳以上十六歳以下、第三期は十六歳以上二十歳以下とする』との提言による。⁸⁾ この舊刑法は、明治 13 年 7 月 17 日に布告第 36 號を以て發布された。

このように年齢に関しては、新律綱領の「老小廢疾収贖」及び改定律領の「老小廢疾収贖條例」に準拠し、これらの下限年齢 10 歳を借定し、舊刑法では「滿十二歳」としている。

ちなみに「懲治場」については、明治 26 年 11 月の大審院判決で、「懲治場留置ノ言渡ニ對シテハ上訴ヲ許サス故ニ上訴期間ヲ告知スヘキ者ニ非ス」とし、懲治場留置処分に関する法の不備を指摘し、「留置處分ヲ為スヘキ裁判所ハ其公訴事件ヲ裁判シタル裁判所」、「檢事ハ留置處分ノミヲ目的トシテ公訴ヲ起コスヲ得サルノミナラス公訴中ニハ留置ノ請求ヲモ包含スト云フヲ得サルナリ…留置ハ法律ニ於テ公訴ヲ受ケタル事件ニ付裁判所ニ命シタル特別ノ處分」であると判示した。従って「留置處分ニ對シテハ上訴ヲ為スヲ得ス」とされている。

7) 司法省記録文庫第 252 號「日本刑法草案」

8) 司法省記録文庫第 246 號「ボアソナード氏起稿翻譯校正刑法草案註釋」354 頁

2 現行刑法の成立と年齢問題

(1) 刑法策定の経緯

舊刑法実施後、犯罪の増加が顕著となり、穂積陳重等の社会防衛論や目的主義から刑法の改正が主張された。また、舊刑法の自由主義的性格は、当時のわが国の近代化・自由主義化の中でも、急進的なものであり、舊刑法の実施後間もなく改正の議が起こった。舊刑法が当時の国民の正義感にも又社会防衛的要請にも十分な満足をもたらさなかったと考えられる。更に、ヨーロッパにおける近代学派の台頭、目的主義的主観主義の刑法学の流入が刑法の改正へと牽引した。

西原教授は、刑法草案の審議の過程に現われた主張の検討から、第一に立法形式の問題（類推否定と弾力的な量刑を可能とする法文の必要）、第二に刑法総則の不備（刑法の属地・属人の問題や短期自由刑の弊害の観点）、第三に各論の各刑に関する現代性からの改正が必要であったと指摘される⁹⁾。

政府内部での改正意見もあり、明治24年第1回帝国会議に第一次草案が提出された（第5回会議までの提出）。第1回帝国会議衆議院で当時の司法次官箕作麟祥は提案理由を「…刑法ノ草案ノ成リマシタノハ、今ヲ距ルコト十有余年デアリマスカラシテ、トウモ専制政治ノトキニ、設ケタモノデアルノデ、今日ノ最早立憲政体ニナリマシタ所テハトウシテモ不都合ナ点ガアリマス、(例として「官吏侮辱罪」や「公証執達ノ事務」の不都合を指摘)…斯ウ云フ不都合ガアツカラ、昨年法律第百号ヲ以テ一時ノ不都合ハ救ヒマシタ、ケレドモ是ハ此ノ単行法デハ中々、足りマセヌ、是等モ現行刑法ニ改正ヲ加ヘナケレバナラスコトデアリマス、……」等と説明している¹⁰⁾。

次の第二次草案は、明治34年（1901年）2月第15回帝国議会議に提出され、明治25年以降司法省内の刑法改正審査委員会で審議し、明治28年に作成した案を、朝野の法曹及び社会一般に発表して意見を徴した上、さらに明治

9) 西原春夫「刑法制定史にあらわれた明治維新の性格」70頁～ www.waseda.jp/hiken/jp/public/.

10) 第1回帝国議会議衆議院本会議議事速記録51號6頁 明治24年2月21日

32年5月法典調査会で練り上げたものであった。これも第10条まで審議された段階で議会が停会となり廃案となった¹¹⁾。

次いで、政府は、明治34年4月下旬、第二草案を全国の裁判所、日本弁護士協会および各地の弁護士会に送付してその意見を徴した。法典調査会は、その結果および前議会審議の際に出された意見を参考にして、34年案に修正を加え改正案を作成した。これが明治35年1月に開かれた第16回帝国議会に提出された第三次草案である¹²⁾。

明治34年2月21日衆議院においては27名の特別委員を選定し、議事進行を図るためさらに7名の調査委員を選び改正案の審査を委託した。調査委員会においては、19条まで質問が終了した時点において会期中に到底議する見込がないとして、「調査委員会ハ死刑ヲ減スルノ意見ナリ就中国事犯ニ死刑ノ制裁ヲ科スルハ尤モ不当ナリト思料ス然レトモ…国事犯類似ノ罪トノ調和関係ヲ調査セルヘカラス」等4点の報告を特別委員会に提出した。特別委員会もこの報告を了承し、この案も審議未了により不成立となった。¹³⁾

明治36年の第17回帝国議会に第四次草案を再提出したが、これも不成立に終わった。¹⁴⁾その後、司法省は明治39年（1906年）5月、学者、貴衆両院の議員及び弁護士24名から成る法律取調委員会を組織し、前案を基礎とした改正案の作成に当たった。法律取調委員会は、審査の結果、12月29日に成案を得、翌40年（1907年）1月、第23回帝国議会に提出し、貴族院と衆議院のそれぞれにおいて修正が加えられて両院協議会の議を経て、同年3月23日議会を通過、4月14日法律第46号として公布された。翌41年（1908年）10月1日から施行された現行刑法の誕生である。

11) 第15回帝国国会議衆議院本会議議事速記録16号27頁 明治34年3月21日、第15回帝国国会議衆議院本会議議事速記録19号29頁 明治34年3月24日

12) 第16回帝国国会議貴族院本会議議事速記録5号51頁 明治35年1月25日 司法大臣清浦奎吾の趣旨説明

13) 第16回帝国国会議衆議院刑法改正案特別委員会議議事速記録第1～2号 明治35年1月28日～2月18日

14) 第17回帝国国会議貴族院議事速記録第2号 明治35年12月28日 19頁

(2) 年齢に関する経緯

刑法草案では年齢問題はどう扱われたか。明治24年の改正刑法草案並理由書¹⁵⁾では、第一編総則第四章除刑又ハ減刑ノ原由第74條「十歳ニ満サル者ノ行ヒタル所為ハ罪トシテ論セズ但裁判所ハ…」とし、同第75條で「満十歳以上十五歳ニ満サル者ノ行ヒタル所為ハ其是非ヲ辨別…」としている。その理由としては、舊刑法は責任年齢を十二歳としているが、実際に幼年者を見れば十歳以上に達するときは概ね子どもはその所為の善悪を弁別する傾向にあり、責任年齢は十歳が妥当であるとしている。また、「懲治場留置」の廃止については、刑罰の仮出獄の規定があることに対して、懲治場留置についてはこれを解く規定がなく、感化の効により改悛の情を現しても期限内留置しなければならず不便であるとし、廃止している。

明治30年(1897年)12月28日司法省発表の「刑法草案」(東京通信社)では、第一篇第三章犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免第53條では「十歳ニ満サル者ノ行為ハ之ヲ罰セズ但満八歳…」、同第54條では「十歳以上十五歳ニ満サル者ノ行為ハ是非ノ辨別ナキトキ…」としている。

草案説明では、本條以下3か條は現行法と同様幼者を三期に分け、第一期は十歳未満で、この幼者は、「未タ智能ノ發達シタル者ニ非サルヲ以テ彼ノ喪神者ト一般是非善悪ノ區別ヲ知ラサル者ナリ故ニ其行為ヲ罰セス」とし、本條以下3か條が年齢の段階を改めた所以は、「世ノ進歩ト共ニ幼者智能ノ發達ノ度ヲ早メ今ヤ十才ニ達シタル幼者ノ智能如何ヲ實際ニ徴スルニ概ネ所為ノ善悪ヲ區別スルノ傾向アルヲ以テナリ」としている。第54條については、第二期の幼者で「第二期幼者ハ第一期幼者ニ比シ稍々是非善悪ヲ區別スルノ能力アリト雖トモ未タ一般ニ之アリト云フコトヲ得ス故ニ是非ヲ辨別セスシテ犯シタル者ニ對シテハ其刑ヲ科セスト雖トモ之ヲ辨別スルニ係ハラス犯シタル者ニ對シテハ單ニ刑ノ輕減ヲ為スニ止マリ之ヲ責任以外ニ置クコトナシ」と説明している。同55條「十五歳以上二十歳ニ満サル者ノ行為ハ其

15) 篠崎伊太郎「改正刑法草案並理由書」日進舎 明治24年 13頁

刑ヲ減輕スルコトヲ得」については、「第三期幼者…ノ行為ニ關スル規定ナリ此種ノ幼者ニアリテハ…是非善惡ヲ區別スル能力を有スル者ナルカ故ニ…全ク責任以外ニ置クコトナク單ニ刑ヲ減輕スルニ止マレリ」としている¹⁶⁾。

明治34年（1901年）改正刑法草案（総数300條）では、第51條「十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス但滿八歳以上ノ者ノ行為ニシテ重罪…十年以下ノ期間懲治ノ處分…」、同52條「十四歳以上二十歳ニ滿タサル者ノ行為ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得」とされている。改正案参考書によると、「現行法ハ主トシテ古來ノ立法例ヲ襲ヒタルモノニシテ古クハ幼年犯罪者ニ對シ懲治ノ方法充分ナラサルノミナラス刑罰ノ目的モ亦今日ト等シカラサリシヲ以テ極メテ責任年齢ヲ低ク為シタルモノナリ」とし、昨今は「從來ノ立法例ニ於ケル責任年齢ノ低キニ失スルヲ非難スル者増加」と「幼年犯罪者ヲ懲治スル設備ヲ整ヘ得ルニ至レル」ことから、「責任年齢ヲ高メ之ヲ十四歳と為シタリ蓋シ幼年囚ヲ處罰スルモ其利益甚タ少ナク却テ累犯者ノ幼年囚ニ多キコトハ今日識者ノ一般ニ認ムル所タル」であり、十四歳へ修正したとしている。なお、「現行法ト同シク十四歳ニ滿タサル幼者ニシテ八歳ヲ超ユルトキハ懲治ノ處分ヲ命スルコトヲ得ルコトト為シ其期間ハ十年以下ト定メ幼年犯罪者ニ懲戒的教育ヲ施ス」としている¹⁷⁾。また、同参考書によると、近年の生理学の發達に伴い、幼者の知能は速やかに發育するものではないことが明らかになったとしているが、その生理学的な根拠は示されていない。

第52條については、現行法が十二歳以上十六歳に滿たない者の行為については、その者が行為の是非を弁別したと否とにより、刑の輕減或いは罰しないとするとともに、十六歳以上二十歳に滿たない者の行為は、これを罰しその刑を輕減するとしているが、「事實ニ徴スルニ是非ヲ辨別シタルト否トノ區別ヲ為スハ頗ル困難ニシテ實際ニ於テハ殆ント凡テノ幼者ヲ處罰スル有様ニシテ其弊ニ堪ヘサルモノアリ加之十六歳以上ノ犯人ニ付キテハ犯罪能力

16) 中島普治編「現行刑法對比改正刑法草案理由（編則編之部）」法政学会發行 明治31年143頁～

17) 法典調査會調査「刑法改正参考書」自治館 明治34年 52頁

ヲ認メ乍ラ猶ホ必ラス其刑ヲ減輕スルヲ以テ必要ナキ場合ニ於テモ尚減輕ヲ為ササルヲ得ス其不穩當ナルコト言ヲ埃タス」としている¹⁸⁾。

最終的に明治40年(1907年)の刑法改正案第一遍總則第七章犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免第41條「十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」との1か条のみの規定となった¹⁹⁾。刑法改正理由では、倉富所説として「此ノ刑法草按調査中十四歳ヨリモ今少シ高クシナケレバナラス、十八歳ナド云フ極端ナ議論モ出タ、或イハ又十五歳、十六歳ト云フ意見モ出タガ、ドウシテモ責任年齢ハ成ルベク上ノ方ニシテ刑法上デハ罰セナイ、矯正懲治ノ處分ヲスルト云フコトハ極メテ必要デアルケレドモ、普通ノ刑ヲ科シテ幼年者ヲ訓戒スルト云フハ決シテ適當デナイ。ソレデ責任年齢ハ高クシテ、成ル可ク普通ノ刑ヲ科セヌ方ガ適當デアルト云フ考以テ、十四歳トシテ現行法ヨリ二歳ダケ上ボセルコトトナッタ。」としている。また、「…懲治處分ハ刑法上ヨリ之ヲ削除シタケレドモ實際上懲治處分ハ致ス積リデ、何レ感化法デモ少シノ修正ヲ加エタナラバ總テノ懲治法ハ差支ナク行ハレルデアラウト思フ。」と補足している。なお、倉富の所説として、「此ノ法ハ十四歳前後ヲ以テ責任ノ有無ヲ區別シテ十四歳以上ノ者ハ斷然減輕ヲ與ヘナイト云フコトニシテ居ル、現行法ニオケル二十歳マデハ其罪を減輕宥恕スルトノ規定ハ、其結果ハ極メテ不適當ノ場合ガ出テ來ルダロラウト思ハレル。」とし、「強盜殺人其他擯惡ナル犯罪ヲ遂行スルモノガ往々アル、ケレトモ之ニ對シテ毎ニ其刑ハ必ス一等ヲ減ゼネケレバナラスト云フヤウナコトニ為リ随分實際ニ困ル場合ガアル。」と説明している。合わせて「法律上ノ減等ヲ與ヘナイコトトシタ…併シ本法ハ裁判上酌量減輕ノ途ハ充分ニ備ハツテ居ルカラシテ假令ドノ種類ノ重イ犯罪モ事態ニ適應スル減輕ガ出來ル」とし、十四歳以上の者にも特に法律上の軽減措置を用意する必要はないとしている²⁰⁾。

このように新刑法は、14歳という責任年齢一区画のみを以て、受罰と非

18) 同上 53頁

19) 磯村政富編集発行「刑法改正案」東京書院 明治40年 9頁

20) 南雲庄之助著「刑法改正理由」集文館書店 明治40年 117頁

罰の区分を設け、14歳以上の者は成年者と同様の責任能力を有する者とし、これには刑の減軽も認めず、未成年者への死刑又は無期刑の宣告も可能とした。この点について、泉二新熊はその著書の中で、「最近ノ學說ノ趨勢ニ矛盾スルモノト謂ハサルヘカラス（監獄法ニ於テハ十八歳未満ノ幼者ニ付テ自由刑ノ執行ニ關スル獄内處遇ヲ區別セリ）」と論じている²¹⁾。また、「責任無能力者ニ對シテハ刑罰ヲ科スルヲ得サルモ其違法行為ニ因リ適當ナル行政處分ヲ加フルヲ得ルハ勿論ナリ（例ハ感化院収容）舊刑法ニ明文アリタルニ拘ラス新刑法カ此種ノ規定ヲ削除シタルハ行政處分ヲ否認スル趣旨ニアラスシテ行政法規ニ譲リタルニ過キサルナリ」、しかしながら、「本邦ニ於ケル保護養育ノ事業ハ未タ頗ル幼稚ナリ」と批判している²²⁾。

当初の改正案が幼年者刑事責任年齢を三期説で考え、最終案で14歳一定説を採った理由は上記の説明のとおりであるが、背景には、当時のヨーロッパ諸国の刑法は刑事責任年齢を一定期で画しており、その手法を導入したと推認できる。また、片山國嘉醫學博士の明治32年4月26日の法典調査会での「年齢ヲ上ケル方ナラ幾ラテモ…」等の指摘があり²³⁾、更に、同年12月20日の同会での石渡敏一の「萬國刑法會議當リテハ十四歳テアリス…」との発言もあり²⁴⁾、十四歳一定説に収斂した。

21) 泉二新熊著「改正日本刑法論全訂（正十版明治43年）」有斐閣書房 229頁、同231頁

22) 大澤眞吉弁護士はその著作「少年犯罪論」（法律新聞社大正10年）の中で、谷田二郎（立法事務者）の次の文書を紹介している。『新刑法は少年犯罪問題の解決が、刑罰制度改正事業の最要点であることを認めて居る。少年對して刑罰を適用するに付いては、成年者に對する場合は全く異なった方法に依れねばならぬもの考へる。併しながら、保護處分を創定し、特別手續を新設するのは複雑なる又至難な立法事業である。仍て犯罪少年に對する特別處分法は、後日刑法の補充として制定せらるべき特別法に譲らうと思ふ。』

谷田は特別法である「少年法」の早期策定を希望しており、刑法改正で14歳未満の刑事免責は、少年特別法の制定を前提とした処置であるとしている。同書299頁

23) 法典調査会刑法聯合會議事速記録。第壹卷 日本學術振興會編 各部ノ二五頁

24) 法典調査会刑法聯合會議事速記録。第貳卷 日本學術振興會編 各聯六ノ二二頁

各改正案の刑事責任年齢

改正案第一案では、

第七四條で「十歳」, 「但情状ニ因リ満十五歳…懲治場」

第七五條で「満十歳以上十五歳…其是非ヲ辨別…二十歳…懲治場」, 「若シ辨別アリテ…本刑ニ二等ヲ減ス」

第七六條で「満十五歳以上二十歳…其罪ヲ宥恕…一等ヲ減ス」

改正案第二案では、

第五一條で「十四歳」, 「但満八歳以上…重罪…十年以下ノ期間懲治ノ處分」

第五二條で「十四歳以上二十歳…其刑ヲ減輕」

改正案第三案では、

第五一條で「十四歳」「但満八歳以上…罰金以上ノ刑…十年以下ノ期間懲治ノ處分」

改正案第四案では、

第五十條は第三案第五一條と同じ。第五一條は第三案第五二條と同じ。

最終第五案によって、

第四一條で「十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」となり、宥恕減輕の方策も削除された。10歳から14~5歳までの議論が真剣になされており、平成12年少年法改正における刑事責任年齢引下げ時のような乱暴な論議はなされていない。(但し、刑法制定時の刑事未成年年齢は、刑事責任概念を採求したものはなく、幼年犯罪者の特別予防を主眼とした刑事政策上の考慮である。)

(3) 参考とされた外国刑法の刑事責任年齢

参考とされた外国の刑事責任年齢は、独逸刑法第55條「罪ヲ犯シ満十二歳以下ノ者ハ其罪ヲ論セス」, 同56條「満十二歳以上十八歳以下ノ者罪ヲ犯シタルハ其罪ヲ論スレトモ其所業ノ罪アルコトヲ辨別スルコトナク無為ニ出テ為シタルト認ムレハ放逸スヘシ」等、英吉利刑法典「一年齡七歳以下ノ

者ハ罪ヲ犯スト雖モ刑ハ處セス 満八歳以上十四歳以下ノ者ハ是非ヲ辨別シテ重罪ヲ犯ストキハ強姦ヲ除ク外本刑ニ處スヘシ」,「一 年齢十四歳以上二十一歳以下ノ者ハ通常ノ輕罪ヲ犯シ贖金囚獄ノ刑ニ該ルハ其罪ヲ逸ス又懈怠ノ罪則道路橋梁ヲ修繕スルヲ怠ルカ如キ者モ亦逸ス… 十六歳以下ノ犯罪者ハ矯正場ニ二年以上五年以下拘留スル前少クトモ十日以上囚獄ノ刑ヲ併セ言渡ス可シ」, 墺太利刑法第2條「左ノ事由アル者ハ之ヲ重罪トナシ罰ス可ラス 第四項 十歳未満ノ犯者」, 伊太利刑法第53條「事ヲ行フ際年齢九歳ニ達セサル者ハ其罪ヲ問ハス… 徒刑又ハ懲役ニ該ルヘキ犯罪ト為シタル所為若クハ一年以上ノ禁獄ニ該ルヘキ所為ニ付テハ… 其丁年ニ過キサル時間幼者ヲ地方懲治場ニ入ルルコトヲ命スルヲ得…」, 同54條「事ヲ行フ際年齢九歳以上十四歳ニ満タサル者是非を辨別セスシテ行ヒタルトキハ刑ヲ科セス但… 徒刑… 前條ニ掲ケタル二個ノ處分中其一ヲ施行スルコトヲ得…」等のほか瑞西刑法（14歳）, 巴威爾刑法（12歳）, 伯刺西爾刑法（14歳）, 露西亞刑法（7歳）埃及刑法（16歳）等であつた²⁵⁾。

Ⅲ 刑法以外の主要法の年齢の扱い

1 民法

明治初期の婚姻について、鈴木券太郎は『日本婚姻法論略』で、「我國ニ於テハ男女爾性婚姻ヲ許スベキ年齢ノ制ニ一定ナク只慣習上ニ因テ大体ヲ定ムル」²⁶⁾とし、成年式を経た男女が一応の基準であるとしている（男子が十五歳頃に、女子は十三歳頃に成年式が行なわれた）。明治6年左院民法課でまとめられた案では、「男ハ満十八歳女ハ十五歳ニ至ラザル以前ニ婚姻ノ契約ヲ爲スベカラズ」とし、明治11年民法草案でもこれを踏襲している。

全国の民間慣例等を収集調査して編纂した「全国民事慣例類集」では、幼年年齢について、地方の慣例で異なり、15歳から23歳までの開差がある中、「凡ソ十五歳未満ヲ幼年ト称スル事一般ノ通例ナリ」と15歳説をとってい

25) 法典調査会刑法聯合會議事速記録. 第貳卷 日本學術振興會編 各聯六ノ六

26) 鈴木券太郎「日本婚姻法論略」帝國印書會社 明治20年 13頁

る。明治9年(1876年)の太政官布告41号は、この慣習を否定し、全国統一を図った。

明治22年7月に民法「財産編、債権擔保及證據編」(明治23年3月法律第28号)、民法「人事編及財産取得編」(同年10月法律第98号)が公布された。人事編第三條は「私權ノ行使ニ関スル成年ハ滿二十歳トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」、同三十條「男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス」、同四十條「父母、祖父母悉ク死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ滿二十年ニ至ラサル者ニ限り後見人ノ許諾ヲ受ク可シ」、同第四二條「育兒院ニ在リテ父母ノ知レサル子ノ婚姻ハ二十年未滿ニ限り院長ノ許諾ヲ受ク可シ」等を規定した²⁷⁾。

民法は、「滿20年を以って成年」(第3条)とし、明治9年太政官告41号に同調させた。また、未成年者を行為無能力者としたこと理由は、「第一に、知能の発達しない者を保護するため。第二に、意思能力は具えて合理的判断を為し得る者でも、年齢又は生理上の缺陷の為に、常人に比して精神作用の不十分なる者は、その本人の利益を保護する上において、これを無能力者とするを適當した。」と説明されている²⁸⁾。

2 監獄則並図式(太政官第378号)

明治4年(1871年)囚獄権正小原重哉が、わが国初の行刑法である監獄則並図式の立法事務に携わった。明治5年監獄則並図式(太政官第378号)は、請願懲治を規定し²⁹⁾、また、懲役刑満期者の20歳未満者で更生を危ぶむ者への監獄への留置延長等を用意した。年齢関係では、第10條で「二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ニ計ナク再ヒ悪意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム…」と

27) 実際には、民法は商法その他附属法と合同で修正を行うため明治29年12月31日まで施行を延期することとなった。

28) 岩田 新「最新民法總則概論」同文館 昭和10年 20頁

29) 監獄則並図式 第十條懲治監では、「平民其子弟ノ不良ヲフルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聽ス」と規定している。

懲治監収容を規定している。³⁰⁾懲治監は他監と分界し、処遇も教育的なものを志向した。「刑法草案『校正律例稿』作業」（左院刑法課）では「齡十六以下ノ者犯罪ハ童蒙ヲ懲戒教導スル学舎ニ入レテ…苦学セシム」としている。）なお、明治6年2月7日の司法省回答（東京府宛て）「子弟ノ不良ニ因リ徒場入願出ル者取扱方」は、「…裁判所ニ於テ取調ノ上徒場へ差送候様被成度…」と裁判所の判断次第とし、手続の必要性を示している。

監獄則並図式は、明治14年（1881年）に改正され（太政官達第81號）、懲治監は「懲治場」と改称された。懲治場は、幼年者・韻唾者及び尊属の情願による不良子弟を収容する施設となり、16歳未満の者と16歳以上の者及び16歳以上20歳未満で初犯の者と再犯者を区別し、監房を分け、分教主義を採用した³¹⁾。明治33年（1900年）に感化法が制定された後も感化院の設置が進まず、懲治場での幼年者収容が継続され、明治35年には浦和監獄川越支署に東京近郊の8歳以上16歳未満の男児幼年囚及び懲治人を収容し、同様横浜監獄小田原分監も同様の収容を開始した。明治40年（1907年）に刑法が改正され、懲治場が廃止されたことにより、感化法の一部改正がなされ、少年処遇の内務省専一化が行われた。

3 感化法（明治33年法律第37号）

明治期に文学博士澤柳政太郎が「悪童研究」を著し、児童と少年の区別は明確にできないと述べている³²⁾。刑事法制における少年と成人の区分は、名例律以降連綿と継続した思想があったが、明治期の西洋化の傾向が、我が国

30) 監獄則並図式（太政官第378號）は、明治6年4月8日に太政官第129號により、施行を中止された。同號によると「壬申第三百七十八號布告監獄則并ニ圖式ヲ頒布シ且禁囚所遇及懲役法ノミ先可致施行旨相達置候處御詮議之次第有ニ付當分總テ従前之通可取計候此者更ニ相達候事」と訓令されている

31) 監獄則第十八條「放恣不良ノ者ヲ懲治場ニ入レ矯正帰善シメント其尊属ヨリ願出…満八歳以上満二十歳以下ヲ限トス」、同一條「懲治人は左ノ年齢ニ従ヒ其居房ヲ別異ス 一 十六歳未満ノ者ト満十六歳以上の者 二 満十六歳以上二十歳未満ニシテ再ヒ懲治場ニ入シ者ト同上ノ年齢ニシテ初テ入場スル者」

32) 日本學童會編「悪童研究」南北社 大正5年 6頁

の刑事思潮の変化をもたらした。

幼年監や懲治場での悪風感染や貧困による毀児浮浪児の増加により、幼年者対策が急務となったこともあり、感化法案は、明治33年（1900年）第14回帝国会議に提出された。衆議院での小松原英太郎内務参事官説明は、「近来不良少年所謂乞食若ハ遊蕩ト云フ…段々増加ノ傾…此不良少年ヲ集メマシテ、適當ナ感化教育ヲ加ヘ…、第二ニハ不論罪ノタメ懲治処分ノ言渡ヲ受ケタ幼年犯罪者ニ對シ…特別ノ場所ガゴザイマセン、第三ハ…民法…親權ノ効果ト致シテ浪費悪習等ノアリマスル子弟…裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入…併セテ此感化院ト云フモノヲ設」と説明している³³⁾。つまり、不良者の増加とその収容施設の欠如から、新たに教育的な処遇を施す施設を内務省主管で設置するというものである。

感化法（明治33年法律第37号）では、第五條で「一 地方長官ニ於テ滿八歳以上十六歳未滿ノ者コレニ對スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞巧ヲ爲シ若ハ惡交アリト認メタル者 二 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者 三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者」を対象とし、第六條で「入院者ノ在院期間ハ滿二十歳ヲ越ユルコトヲ得ス但シ第五條第三号ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス」としている。つまり、滿8歳以上滿16歳未滿を対象とし、滿20歳を上限としている。因みに代用感化院である「家庭学校」は、入校年齢を「年齢八歳…十六歳に至る者」としており³⁴⁾、微妙な差異がある。公立の感化院は、全国5か所で開設したのみで、懲治場の温存で対応した。

感化院は、犯罪を起こす虞のある者や孤児浮浪児対策として、義務教育程度の教育の実施と実業訓練的なものを内容とした教育を目指した。内務省所管とした意義としては、①犯罪・非行少年対策は刑罰ではなく、教育・訓育が必要である。②社会防衛的な運用を目指す。③実科教育・学科教育及び精神教育を行う。④明治32年監獄費が地方費から国費へ移ったことによ

33) 第14回帝国会議衆議院本会議事速記録第30號 明治33年2月19日 617頁

34) 留岡幸助「家庭学校」中『家庭学校概則』警醒社1901年 3頁

る財源確保が可能となったことなどが上げられる。

帝国会議における疑問点として、①財政負担に地方が堪え得ない、②不良少年、虞犯少年、懲治人、民法の懲戒人を混禁することの弊害、③内務省所管では監獄化の懸念、④院長ほか職員の適任者確保の困難性等について、発足当時から疑問が呈されている。なお、感化院の名称については、明治34年（1901年）8月6日付け地甲第64号により、内務省地方局長から通牒が出され、「感化院之名稱ハ感化教育上重大關係アルヲ以テ其選定ニ留意シ何々感化院ト稱スルヲ避ケ…」と指示している。

年齢については、感化法制定政府委員の小河滋次郎は「不論罪懲治者ト云フモノハ年齢ガ十六歳マデデ…不良少年ニ刑罰ニ換エルニ懲治処分即チ感化教育ノ方ニ引付ケル」と説明し、16歳までの少年には感化教育によるものとしている³⁵⁾。

明治40年改正刑法（法律第45号）により、14歳未満が刑事責任無能力とされたこと及び「懲治場」が廃止されたことから、感化法の改正が必要となり、14歳未満の犯罪を為した少年の収容と、懲治場収容対象の者を収容する必要から、感化院対象を満18歳未満とすべく、第24回帝国会議衆議院に感化法改正法律委員会が設置された。審議の中で、床次竹次郎地方局長が、「刑法改正ニ依リマスルト十四歳未満ノ者ハ懲治場ニ留置サセル制度ガ止マリマシタ…サウ云フ少年ヲ感化院ニ収容シナケレバ」ならないので、改正の必要がある旨説明した。また、同貴族院議会で、床次局長から「今度刑法ガ改正ナリ…其為ニ十二歳未満ノ不良少年ハ…懲治場ニ入レラレヌ為ニ…感化院ニ収容シテ薫育ヲシナケレバナルマイト思フ…「十六歳」ヲ「十八歳」ニ改」と提案理由を述べた³⁶⁾。

明治41年4月7日に感化法一部改正（法律第3号）が公布され、少年処

35) 第14回帝国会議貴族院本会議事速記録第30号 明治33年2月19日 617頁

36) 第24回帝国会議貴族院感化法中改正法律案特別委員会議事速記録第1号 明治41年3月23日 1頁 なお、この時期委員会に提出された政府参考書によると明治40年3月のデータで全国の不良少年数は、50,663人であり、床次地方局長は、不良少年がそのまま放置されている現状である旨答弁している。

遇の内務省専一化が実行された。年齢に関しては、改正感化法第五條第一項が「満十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ為スノ虞アリ且適當ニ親權ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者」と改められ、また、「満八歳以上十六歳未満」が「満十八歳未満」に引き上げられるとともに、第二項が新設され、「十八歳未満ノ者ニシテ親權者又ハ後见人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者」が収容対象となった（第三項「裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入ルベキ者」は変更なし）。大正6年8月18日の勅令第108号「国立感化院令」では、第二條において「一 満十四歳以上ニシテ性状特ニ不良ナル者」、**「二 前號ニ該當セスト雖内務大臣ニ於テ入院ノ必要アリト認メタル者」**となっている。大正8年当時の感化院数は、国立1、道府縣立27、市立1、私立代用21、私立非代用5の総数55施設で、収容人員は、総数2,116人、内在院者1,567人、院外者598人（重複あり）であった³⁷⁾。大正11年（1922年）少年法制定に伴う感化法の改正では、第五條の第四項（「少年審判所ヨリ送致セラレタル者」）が追加された。

この時期全国の不良少年は、約20万人とされる中、感化院の収容規模は、55施設1200人程度であったとされる³⁸⁾。実際の収容実体は、14~5歳の範囲に対象者が集中しており、教育内容はともかく常識的な範囲で運用されていたものと推認できる。³⁹⁾

37) 日本社会事業年鑑「感化院の種類並収容児童数」大原社会問題研究所 大正8年 70頁

38) 中村古峽「少年不良化の経路と教育」日本変態心理叢書第1編 日本精神医学学会 大正10年 184頁

39) 杉田直樹「優生学講座第三」雄山閣 昭和7年 付録11頁

また、大正12年に医学博士三宅鑛一、医学博士熊谷直三及び医学博士杉田直樹による感化院収容児童に関する医学的調査が実施され、当時の収容者年齢は、14歳が21.5%、13歳が16.1%、12歳が15.0%、15歳が14.5%であり、収容範囲である8歳から18歳までの過半数をこの年代層が占めると報告されている。

IV 旧少年法制定以降

1 少年法（大正 11 年法律第 42 号）・矯正院法（大正 11 年法律第 43 号）

不良犯罪等の少年について、明治 40 年（1907 年）刑法改正による 14 歳未満の刑事免責及び懲治場の廃止があり、感化法の一部改正により対処したが、旧態とした不良概念が児童保護と刑事政策とを混在させたことへの司法省の強い危機感があった。更に感化法による行政手続での少年の拘束や感化院の処遇効果への疑問から、少年専門の裁判所を設置し、拘束力の強い収容施設を設置したいとの理想があり⁴⁰⁾、少年法制の整備に邁進し、明治 44 年（1911 年）「刑事訴訟法改正主査委員会」から大正 8 年（1919 年）「法律取調特別委員会」まで審議されるなか、大正 2 年 12 月 25 日の法律取調委員会特別部会において、犯罪少年及びその傾向のある少年に関し、保護・教育主義の草案とすることを決議した（内容は、慈惠的児童観であるが、根底には社会防衛を主眼としている）。

当初の刑事訴訟法改正主査委員会中少年犯罪法律案特別員会での年齢に関する審議では、谷田三郎委員から「各国ノ立法例ヲ見ルニ幼年ノ保護、幼年犯罪ノ予防並ビニ幼年犯罪ノ鎮過ヲ包括シテ規定…主トシテ幼年者ニ対スル裁判手続ヲ規定セル…犯罪者ノ種類ノ方面ヨリ見ルニ刑罰法違反者ノミヲ包括スルモ…広く監督者ナキ者ヲ包括スルモノ、又犯罪ニ至虞アル者ヲ包括スルアリ、又年齢ニ於イテモ八歳ヨリ二一歳ヲ支配スル…年齢ノ制限、二五歳マデトスルアリ、米国ノゴトキハ十歳ナイシ四十歳マデヲ包含セシム。結局ソノ範囲ハ区々ニシテ一定セヌ。本制度ニツイテハ或イハ広く犯罪ニ瀕スル者ヲモ支配セシムルカ或ハコレヲ列記シテ区別スルカソノ他種々ノ問題アリトイエドモ根本問題トシテソノ範囲ヲ決定スルハコノ際モツテモ必要ノコ

40) 明治 44 年 9 月 19 日法律取調委員会中刑事訴訟法改正主査委員会第 91 回会議で、刑事訴訟法中の「懲治ニ関スル手続規定」を改正する必要があると、少年事件の法制化が必要とされた。司法省は、懲治場の廃止及び学齢終期年齢と同じ 14 歳を刑事責任年齢とすることから、刑法の補完機能としての少年司法制度を確立したいと考えていた。

トナリト信ズ」との説明がなされ、次いで、花井卓蔵委員が「舊刑法ノ趣旨ニ依リテ、第一ヲ八歳以上十四未滿、第二ヲ十四歳以上二十歳未滿案ヲ提出ス。」と主張し、鶴沢總明委員は「本法ノ最モ必要ナルハ十歳以上二十歳迄トス。」と主張した。その他委員は、花井・鶴澤兩委員が「上限 20 歳説」を主張し、平沼委員が賛成する。鈴木委員は、「18 歳説」を主張し、山岡委員、「18 歳を原則とし、18 歳以上は事情により考慮」との意見を提出。委員長穂積陳重が「下限ハ事実問題トシ、上限ハ二十歳以下（裁判ノ時ヲ標準）トシテ立案スルコトに異議ナキヤ。」と求め、各委員から「異議なし。」との同意を得ている⁴¹⁾。

その結果、一次案は、① 14 歳未滿（幼年）と 14 歳以上（少年）を区別し、前者は犯罪のある者と否とを問わず審判所に付し、14 歳以上 20 歳までの少年は、犯罪のおそれある者のみ審判所の審判に付す、犯罪のある者は裁判所において刑に変え保護処分を言い渡す。② 保護処分の執行は 28 歳まで継続できる。③ 罪を犯すとき 18 歳に満たない者には死刑を科せず、死刑のみに該当する場合は無期の懲役または禁錮とする。④ 検事、司法警察官その他公務員は、職務を行うに当たり少年審判所の審判に付すべき未成年者を認知したときは、少年審判所に通知する。と決定した。少年法原案第三條は「本法ニ於イテ幼年ト稱スルハ十四歳ニ滿タサル者ヲ謂ヒ少年ト稱スルハ十四歳以上二十歳ニ滿タサル者ヲ謂フ」となった。

その後、不良少年に関する法律案主査委員会では⁴²⁾、谷田三郎委員が「特別委員間ニ於テ、第一範圍ニ付議論アリテ、始メ犯罪少年ヲ本位トスルコトニ決定シタルカ、後犯罪ニ瀕スルモノハ之ニ包含セシムコトトナリタリ。本案ハ犯罪行為者ト十歳未滿ノ刑罰法令ニ触レタル者ト總テ未成年者ニシテ刑罰法令に触レサルモ平生不良行為ヲ為ス者ヲ包含セシメタリ。」と説明した。

41) 「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会日誌」第 2 回 大正 2 年 12 月 25 日 日本立法資料全集 18 信山社出版 平成 5 年 317 頁

42) 刑事訴訟法改正主査委員会中少年犯罪法律案特別員会は、大正 3 年 7 月 10 日に「不良少年ニ関スル法律案主査員会」へ昇格されている。

結果主査員会審査案3條は「『幼年』ト『少年』ノ区分ヲシ、名称は留保」、同4條は「十四歳ニ滿タサル少年ニシテ刑罰法令に觸ルル行為ヲ為ス虞アル者ニ對シテハ左處分ヲ為スコト得」とした⁴³⁾。

委員会は、大正9年2月5日の第42回帝国議会衆議院本會議に少年法案・矯正院法案を提出した。この中で、矯正院は「十二歳以上ノ者デ、最モ性格ノ不良、犯罪ヲ為ス虞ノアル者ノ中デ悪性ト見ル者ヲ收容スル。感化院ト幼年監ノ中間ニ位置スル施設」と定義された⁴⁴⁾。

少年法案では、鈴木喜三郎司法次官から、十八歳以下の者の收容教養と執行年齢は二三歳までであること、及び犯罪行為のうち大審院特別権限に属する犯罪、尊属親に対する犯罪、皇室に対する犯罪については審判所に付さない等の説明がなされ、更に、犯罪時十六歳以下の者には、死刑若しくは無期徒刑を科さないことや不定期刑の採用も述べている⁴⁵⁾。

下限年齢については、山岡萬之助参事官が「刑罰法令ニ觸レル行為を為シ、又ハコレヲ為ス虞ノアル行為トイウコトデアルカラ、意思ヲ備エタ者デナケレバナラナイ。七～八歳ノトコロニ自然標準ガ出テクル。」と説明するとともに、上限年齢については、「少年法ハ十八歳マデヲ收容シ、…矯正院マデ入レナケレバナラヌトイフ性質ノ悪イ者デアレバ、二年ヤソコラデハイケナイカラ、五年マデヤッテオコウ…二三歳ニ致シマシタ。」と答弁している⁴⁶⁾。同様に、司法次官鈴木喜三郎の趣旨説明似においても、矯正院は「十二歳以上ノ者デ…最モ性格ノ不良…犯罪ヲ為ス虞アル者…其中デ悪性ト見テ居ル者ヲ收容…感化院ト幼年監ノ中間ニ位置スル」ものと説明している。

なお、この時期（大正9年）の全国感化院院長會議（6月7～8日開催）

43) 「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」第2回會議日誌 大正3年6月29日
日本立法資料全集18 信山社出版 平成5年 349頁

44) 第42回帝国議会衆議院本會議議事速記録第8號 大正9年2月5日 106頁

45) 第42回帝国議会衆議院少年法外一件特別員會議録第1回 大正9年2月6日
65頁

46) 第42回帝国議会衆議院少年法外一件特別員會議録第5回 大正9年2月14日
26頁

に司法省から山岡参事官が出席し、少年法案に関する説明等を行っている。同参事官は、「此法案に依って處置すべき年齢は十八歳未満であるが二十三歳迄継続する事になってゐる。…感化院の外に矯正院の必要であるのは、十四歳以上の者は少年監獄に入る事が出来るが監獄に入る前に處置をせねばならぬ。即豫防政策上拘束を加えねばならないからである。」等説明している。各感化院長からの質疑は、概ね①法案第4条の1乃至5は無意味、②仮出獄者を感化院に収容することは不可、③少年裁判所は司法官の審判に付せず行政官による、④法案第37条の一時感化院に託すことを削除、⑤矯正院法案第1条の収容年齢12歳以上を14歳以上に修正、等の意見が提出された。また、大阪救済事業研究会は大正9年12月11日大阪府知事公舎で開催された例会において、「少年法案の撤回を希望する」との決議を行うなど少年法案矯正院法案に対する感化救済事業家の反対が強固であった。⁴⁷⁾

法案は、第42回帝国会議では成立せず、第45回帝国会議へ再提出された。大正11年2月14日の衆議院第1回委員会では、司法次官山内確三郎が提案説明を行い、荒川五郎が「全国ノ感化事業者ハ、悉ク本案ニ反対シテ居ル」と指摘すると、山岡萬之助は「感化院ニ収容サレテ、其儘居ラナイデ逃走スル、斯ウ云フ者ヲ監獄ニ入レルト云フコトハ宜シクナイ故ニ矯正院ト云フモノヲ拵ヘテ」と矯正院の性質を説明する。また、収容上限年齢23歳については、山岡は「少年法…十八歳マデヲ収容…矯正院マデ入レナケレバナラヌト云フ性質ノ悪イ者デアレバ、二年ヤソコラデハイケナイカラ、五年マデハヤツテ置カウ…二十三歳ニ致シマシタ」と説明し、鈴木次官は「本法が二十三ト定メマシタノハ勿論コレハ器械的ノコトデ、…二三ト致シマシタナラバ、日本ノ数ヘ年ハモウ二十五ニナル、二十四ト云フ訳デアリマス。…先ズ二五ト申セバ男ノ分別盛り…満二マデオケバ大抵トイウヨリハ多クハ目的ハ達セラレルデアラウ。」と説明した。次に矯正院の趣旨について、山岡は「第一ニ體育、ソレカラ知育、徳育是ハ小學校デモ普通…今一ツ、技術教

47) 日本社会事業年鑑大正10年（全国感化院長會議）大原社会問題研究所 大正10年 76頁

育，實科教育…是ダケノ事ヲ致ス為ニ，嚴格ナル紀律ノ下ニ教育ヲ施ス」と説明し⁴⁸⁾，法案は大正11年3月20日貴族院委員会において可決された。

これに先立ち，大正8年9月2日付けで司法大臣から内務大臣あて「少年法案ニ対スル意見ニ関スル照会」（刑乙第2344號）があり，少年審判所の在り方等について回答している。同年10月30日には法制局あてに内務次官から「少年法案及矯正院案ニ関スル件」が提出され，意見2「少年法ノ支配スル少年ノ最低年齢ニ関スル件」において，『…本法案ノ支配ヲ受クヘキ者ハ刑罰責任年齢タル十四歳以上ニシテ且刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス者ニ限り十四歳未満ノ者及十四歳以上ト雖モ単ニ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル者ノ如キハ之ヲ除外スルヲ適当ナリト信ス』と提出し⁴⁹⁾，年齢に関する態度は終始一貫している。

上限18歳に関して，司法省側の立法事務者の一人である谷田三郎は，大阪控訴院長時代の著作で，「…然らば何故満十八歳を以て少年年齢の限界と定めた」かと言えば，「満十八歳は數へ齡では二十になる。數へ齡二十になれば心身の發達上，最早少年の境を脱し成年の列に入ると見るのが，古來我國に廣く行はれて居る觀念である」。また，「欧米諸國の立法例に考へても，…満十八歳を以て少年成年の限界とする例が最も多い。」とし，成年＝18歳は，日本古來の慣習と昨今の諸外國の立法情勢とを勘案したと述懐している⁵⁰⁾。

2 少年教護法（昭和8年法律第55号）

大正11年（1922年）少年法，矯正院法の成立に伴う感化法の改正があり，第五条の四が新設され，「少年審判所ヨリ送致セラレタル者」が新たな対象

48) 第45回帝国会議衆議院少年法外一件特別員會議録第1回 大正11年2月15日 5頁

49) 厚生省児童福祉関係綴教護院一般第一冊（昭和47年厚生001105100マイクロテープ）内務省社会局第二課作成「少年法案ニ関スル内務省意見」

50) 谷田三郎「少年法に就いて」少年保護事業概説本派本願寺教務部社會課編 大正15年3-4頁

となった。感化法の2回の改正は、いずれも刑法、少年法という刑事政策の変化に伴う改正であり、自らの法目的を多様化、進化させるものではない。

昭和に入り、児童保護や教護の必要性が認識され、昭和元年に内務大臣から社会事業調査会に対して、「感化法改正ニ関スル件」諮問第四号『不良少年漸増ノ現況ニ鑑ミ感化法改正ノ要アリト認ム之ニ関シ其ノ會ノ意見ヲ求ム』⁵¹⁾が諮問された。内容は、「不良少年」対策から「児童保護」対策への転換を目指し、少年教護法案が検討された。

法案提案者である荒川五郎議員は、少年法との違いを「最大ナル區別八年齡ノ點デ…刑法上犯罪能力ヲ認メテ居ル者ハ少年法ニ依ル、即チ十四歳ヲ以テ限界」とし、少年法と少年教護法の区別を14歳で線引きすべしと表明している。これは刑事責任年齢を14歳とする刑法改正を念頭に、少年教護院はあくまでも学校と同等の教育を実施する施設とし、「少年ノ義務教育ヲ受クル權利ヲ少年教護法デハ認メヤウト云フノガ、マルデ教育的デゴザイマス」と述べている⁵²⁾。また、荒川議員は、「少年法案ニハ十八歳以下トアル」ことを、感化事業者が問題視し、少年法の成立が大幅に遅れたとし、更に「少年法ハ刑事政策ニ依リ、感化法ハ社會政策ニ依ル」と論陣を張った⁵³⁾。内務省の丹羽社会局長は、「少年法ト感化法トハ両々相俟ツテイクノデアル。少年法ノ領域…即チ14歳以上…14歳ニナラヌト雖…客觀的ニ見テ犯罪デアルト云フヤウナコトヲシテ居ル者モ感化院ノ下ニ置イタノデハ十分デナイ場合モアルデアロウ…両者ノ間ヲ調和スル必要ガアル。ソレハ少年法ノ第28条ノ2…14歳ニ満サル者ト雖モ地方長官ガ…保護処分ニ付シタイト…審判所ニ送付スル場合…少年法ノ領域トナル」と二元論で説明している⁵⁴⁾。

また、小山松吉司法大臣は、「少年教護法ハ…14歳ニ満タサル者ニシテ不良行為ヲ為又ハ不良行為ヲ為ス虞アル者ニ對スル取締…少年法ニ依ル保護

51) 社会事業調査会「感化法改正ニ関スル件」『社会事業調査会報告（第1回）』社会保障研究所編「日本社会保障前史資料第5巻」至誠堂 昭和57年 975頁～

52) 第64回帝国国会議衆議院少年教護法案員會議録第3回 昭和8年2月17日 3頁

53) 第64回帝国国会議衆議院少年教護法案員會議録第4回 昭和8年2月20日 3頁

54) 第64回帝国国会議衆議院少年教護法案員會議録第4回 昭和8年2月20日 2頁

処分が実施セラレナイ場所ニ於テハ、18歳未満ノ者ヲ教護スルト云フコトニナツテ居…行政行為トシテ穩當ナラザルモノアリ…少年法ガ施行セラレテ居ル地域…不良少年統計上ノ成績ガ可ナリ宜シイデアリマス。」と答弁し、反対の意思を明らかにしている⁵⁵⁾。

司法省の懸念は、①親権・後見の適否を行政（地方長官）が判断することの疑義、②親権放棄の是非も地方長官に委ねている（民法の懲戒場入所も裁判所の許可が条件）。③少年鑑別所が保護方法等を決定（少年審判所の権能に抵触する）しかねないとして、司法大臣は強硬に反対した。特に人権上の問題や少年の有する財産の管理に関する疑義であった⁵⁶⁾。

実際、矯正院と感化院との対象錯綜が起り、少年法により保護処分を受けた18歳未満の少年は、矯正院に送致されることが法的に羈束されるが、実際には、矯正院の設立は一部の都市に限られ、矯正院の未設置地域では、18歳未満の少年も感化院へ送致する運用で、14歳未満の少年や軽微な事件を犯した少年と18歳未満で重大事件を起した少年が、ともに感化院へ送致され、年齢による少年処遇の区分は混乱していた。

同法案における年齢問題は、少年法による保護処分が実施されていない地方では、十八歳未満の少年を対象とし、少年法による保護処分の実施されている地方では、十四歳未満の少年を対象とした2元措置の問題である。

第4回委員会において、山根儀重が「少年法…十四歳以下の児童ニモ亦少年法ノ手續ヲ取ルコトガ出来ルヤウニモ見エル」と質し、丹羽七郎社會局長は「少年法ノ領域ハ…犯罪ノ能力ノアル者、責任能力ノアル者ヲ大體目安ニシテ行クノdeal、即チ十四歳以上ノ者ヲ實際は目安ニ致ス、…十四歳ニナラヌト雖モ本當ニ事實客觀的ニ見テ犯罪dealト云フヤウナコトヲシテ居ル

55) 第64回帝国議会衆議院少年教護法案員會議録第5回 昭和8年2月22日1頁

56) 第64回帝国議会貴族議院六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第3號 昭和8年3月22日 1頁 小松司法大臣の發言「十八歳未満ノモノヲ少年教護法ニ於テ處理スルト云フ、…元ノ案ノ第一條第二項ニ付イテ反對イタシタ…」また「第八條二元ハ『少年ニシテ』トアッタノヲ、『不良行為ヲナシ又ハ』と」衆議院で修正したと述べ、少年法と抵触しない修正を求めている。

者モ、感化院ノ感化ノ下ニ置イタノデハ十分デナイ場合…少年法ノ領域ニ於テ矯正ヲ致スノデアアル」と返答している。一応 14 歳を境界として、少年法と少年教護法とで対応することとし、特に犯罪性の高い 14 歳未満については、裁判所をフィルターとして少年法領域とすると再確認された⁵⁷⁾。

なお、民法 822 条 1 項は、「親権を行う者は…これを懲戒場に入れる…」とし、昭和 23 年の児童福祉法施行まで利用された。昭和 23 年以降は死文化しており、民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）により、懲戒場に関する規定が削除された⁵⁸⁾。

3 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）・少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）

戦後、GHQ（連合国軍最高司令部）のCIE（民間情報教育部）が、昭和 20 年 10 月 22 日に「日本教育制度に対する管理政策」を示し、軍国主

57) 56 と同じ 2 頁

58) 少年教護法、児童虐待防止法、母子保護法、救護法等を統合し、昭和 22 年第 1 回国会で成立した児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）は、児童 = 18 歳までとしており、それまでの児童関連法が「14 歳未満」としていたのと比較し、大きく変容している。ただし、第 33 条で技芸等の労働適法年齢を「15 歳」としており、ダブルスタンダードであった。三島通陽議員（委員外議員）が、「各所に子供の年齢を区切っております。…何か当局におかれましても、子供のサイコロジーとか子供の発育の段階というものを」研究し、年齢を定めたかと質したのに対して、米澤局長は、「十八歳で線を引きましたこと…社会事業中央委員会その他において御審議を願ひ…医学方面の方々もお出でになつて…やはり我が國の実情から申しまして十八歳の線で…十八歳以下の者を保護しよう、労働方面等においても是非保護したい、そういう意味」で 18 歳としたと答弁している。【第 1 回国会参議院厚生委員会議録第 22 号 昭和 22 年 10 月 10 日 9 頁】

また、審議の中で、①少年法と児童福祉法とは一本にすべき。②少年救護法、児童虐待防止法では 14 歳以下を対象としていたが、なぜ 18 歳に引き上げたのかとの質問に対して、司法厚生一本化については、「司法省改組の機会に考慮したい。」、年齢問題については、「浮浪児の状況から見て、十八歳に引上げることを適当と考えた。」とし、省庁間の調整の難しさや当時の浮浪少年の増加対策が急務であったことが推認される。

義・国家主義思想の禁止等4項目を指示した。⁵⁹⁾ この状況下、司法保護法改正諮問委員会は、昭和22年1月7日に「少年法改正草案」・「矯正院法改正草案」をC I S（民間情報教育部公安課）行刑主任ルイス博士に提出した⁶⁰⁾。

少年法改正の概要は、①対象は20歳に満たない者 ②少年審判所に少年保護審議委員会を置く、③少年考査官の設置、④保護処分の告知、取消等に関する規定整備 ⑤16歳に満たない者へ死刑を以て処断すべきときは、無期刑を科す等の減刑措置 ⑥仮の処分期間の設定等である。また、矯正院法改正の概要は、①面会、通信、図書閲読等に関する規定 ②金品の領置規定 ③賞の規定 ④矯正院の長の保護処分の取消・変更申請規定を設ける等であった。

昭和22年2月9日にルイス博士から、司法大臣保護課に「少年法改正意見」が示され⁶¹⁾、検察官不関与、少年審判所先議権、16歳未満の少年への刑事処分不実施等が求められた。矯正院に関しては、昭和22年5月9日「第二改正草案」から同年12月15日「第五改正草案」まで修正した。翌2月20日にGHQ公安課から、①処遇内容の整備 ②移送と特別処遇 ③収容継続の法務総裁の承認 ④収容継続申請は送致元裁判所へ行方等の補正を求められ、少年矯正局立法部は、同4月30日「矯正院法改正草案」を提出した⁶²⁾（この間の交渉経緯については、資料はなく、国会審議も速記停止である）。

少年法案は、昭和22年5月13日官房保護課からルイス博士へ「少年法の改正草案に対するルイス博士の提案についての意見」を提出し、反論を試みている。その趣旨は、送検事件は、重大犯罪に限定し、刑罰を優先させるも

59) 昭和20年10月22日「聯合國最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書」中央教育審議会第17回特別委員会配布資料（昭和37年10月）参照

60) 法務省刑事局「少年法及び少年院法の制定関係資料集」少年法改正資料第1号 昭和45年 14頁

61) 60同 34頁

62) 60同 171頁

のではない。刑訴法第 278 条による控訴権が執行できず検察庁の職責が果たせない。16 歳未満に刑事処分を認めないことは、刑事責任年齢を 14 歳に定めたことに抵触するなどである⁶³⁾。同 6 月 2 日には、ルイス博士へ「少年審判所が保護処分を行うことの一しあし」を提出し、少年審判所（行政）の処分は憲法違反ではなく、保護処分とその執行は密接な関係があり、別系統とすることは非能率である、また、保護処分は刑事政策であり、所管は司法省であると主張した⁶⁴⁾。

ルイス博士からは、12 月 15 日に保護課あて「少年裁判所に関する未完成案」が提示され、翌 23 年 1 月 20 日に司法大臣官房保護課立法部からルイス博士に「少年法第三改正草案」を答申した。概要は、少年審判は地方裁判所とする。対象少年は、非行少年と虞犯少年とし、裁判所は保護処分のみを言渡す。一定の重罪には刑事処分を科すことを認め、この場合、検察官に先議権を認める等であった。これに対し、ルイス博士は、同 2 月 6 日に「少年裁判所法の示唆案」を提示し、「① Child は 21 歳未満の児童 ② Delinquent Child は、法律、命令等に違反する者と虞犯児童放埒児童等を含む。③ Neglected Child は、保護の欠ける児童等国が保護せざるを得ない児童 ④ 裁判所は、地方裁判所と同格の少年裁判所又は地裁家事部とする。⑤ 審理は非形式的で家族会議のようなもの。⑥ 重大な罪を犯した 16 歳以上の者について、地方裁判所に移送できる等へ変更するよう伝えてきた。同年 4 月 5 日少年矯正局立法部は、「示唆案」に基づいた「少年裁判所法第一次案」を、同 5 月 5 日に「少年裁判所法第二次案」を提出し、GHQ 法務部モエラーの承認を得た。承認案は「①少年裁判所の権限は、a 少年の保護処分事件 b 成人の刑事事件中、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒防止法違反等事件 c 他の法律で少年裁判所の権限とされた事項とする。②少年は 20 歳に満たない者 ③一人制審判 ④死刑又は禁錮にあたる罪を犯した 16 歳以上の少

63) 60 同 36 頁～

64) 60 同 41 頁～ 官房保護課と刑事局の協議の上、回答された。

年を検察官送致する。」というものである⁶⁵⁾。

帝国会議第90回衆議院本会議（昭和21年10月11日）で、「少年法改正に関する建議案」が提出され、「少年法を改正し、十八歳以上二十三歳までの者を準少年として…特別の保護を加えられんことを望む」と建議され、可決されている（建議委員長日比野民平、地崎宇三郎外四名提出、第百十件議案）⁶⁶⁾。

昭和22年8月2日第1回国会衆議院司法委員会では、佐藤司法次官が「青少年犯罪の数が激増し…その罪質が非常に凶悪…、この點は識者の非常に憂えている…司法省といたしましては、少年法あるいは矯正院法等を活用いたしまして、青少年犯罪の保護善導に極力努めている」とし、青年層への保護処分拡大の必要性を認めている⁶⁷⁾。また、昭和22年11月27日の衆議院司法委員会（国の訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律案審議）で、鍛冶委員から「青年と少年をいくつでもって切離すか…、青年といえども保護処分に付する必要がある」と質問している。これに対して、佐藤司法次官は「何らかの特別の法律で保安処分を…現在は、罪を犯した青年に対する保護事業に局限して解釈いたしておる」と答弁している⁶⁸⁾。

その後、青年補導法案が審議される。同法案は、鬼丸義齋議員の提案であり、第1回国会参議院司法委員会（昭和22年12月5日）において、「すでに少年法…矯正院法も、政府の方で立案中と承っておりますが、それと性質を同じくいたし…本法案は十八才から二十五才までの青年を含む…前途ある青年をして本当の本格的悪人にせない…施設を…」と説明している⁶⁹⁾。

第2回国会参議院司法委員会（昭和23年6月25日）では、泉芳政専門調査員の逐条説明では、「年齢18歳未満の者は少年法の適用を受け…年齢の最低現を18歳と限り、又年の上の者も26歳未満ということに限定して、…

65) 60同98頁～

66) 第90回帝國議會衆議院議事速記録第55號 893頁

67) 第1回国会衆議院司法委員会議録第11号 昭和22年8月2日 123頁

68) 第1回国会衆議院司法委員会議録第63号 昭和22年11月27日 520頁

69) 第1回国会参議院司法委員会議録第46号 昭和22年12月5日 1頁

5年はここに置く…」としている⁷⁰⁾。年齢切迫者は継続的収容を5年とし(最長31歳まで収容可能)、犯罪性の強い者や精神的に不安定な者に対する長期収容を是としている。本法案は結局廃案となるが、この時期の政治家や司法担当者は青年層の保護的処分を検討していたものと窺える。児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の審議過程(第1回国会参議院厚生委員会社会事業振興会(昭和22年10月9日))では、18歳未満の少年の2元政策を改め統合してはとの審議が行われた。鈴木義男司法大臣は「…少年の取扱いにつきましても、理想としては統一が出来ますれば、それが一番良いことと考えております。…不良少年、虞犯少年、犯罪少年と一緒にしてやることは、やはり非常に弊害が伴うと思う…」とし、結論的には2元政策が以降も継続されることとなった。

第1回国会参議院厚生委員会(昭和22年08月22日)で宮城タマヨ委員が、「少年法を今度の福祉法との関係…十四歳から十八歳までの者を一緒に教護院に入れてしまう。昔の感化院に入れて、そこで教育をして行こうという…何かそこに根拠がございますか…」と質問したものに対して、米澤常道厚生省児童局長は「いろいろな角度からこの年齢を区切っております。労働基準法におきましては十八歳を…いろいろ研究いたしました結果、やはり十八歳以下というものがあらゆる観点から保護を要する。…少年法との関係…犯罪程度の強い者は、結局少年法の処置を持つということに相成る」と説明し理解を求めている⁷¹⁾。

昭和23年6月14日に、「少年法を改正する法案」が閣議決定され、矯正院法案を少年院法案と名称を変え、第2回国会に提出した。司法委員会において、法務行政長官佐藤藤佐から「少年法を改正する法律案の提出理由」説明なされ、その概要は、①自由を拘束する強制的処分は、裁判所が行う。②20歳ぐらいまでの者に犯罪の増加と悪質化が顕著である。③この程度の年齢の者は、心身の発達が十分でなく、環境その他外部の影響を受けやすい。

70) 第2回国会参議院司法委員会議録第47号 昭和23年6月25日 1頁

71) 第1回国会参議院厚生委員会議録第10号 昭和22年8月22日 1-2頁

④保護処分決定と執行の機関を区別する必要がある。⑤16歳未満の検察送致は認めない。⑥抗告を認めた。⑦少年の福祉を害する成人刑事事件の管轄権を家裁に置く。⑧量刑の制限等の規定をした。⑨児童福祉法との関係では、児童福祉法による福祉の措置は、犯罪少年と虞犯少年には及ばないこと等を説明した。また、「少年院法案の提出理由」について、①矯正教育を受ける収容施設の改善が必要（基本的人権の保障）②未決を収容する観護所を矯正施設から独立させる。③混合収容を避けるため種別を設ける。④義務教育の実施と中途退学者への手当⑤累進処遇の実施⑥収容継続手続の明確化等の説明がなされた⁷²⁾。

司法委員会では、厚生委員長山崎岩男（委員外議員の出席）から「罪を犯していない不良の少年についても、家庭裁判所が直接権限を有することになる…不良少年は、児童福祉法の愛の手によって保護を受けるという大原則が破られる…児童相談所と家庭裁判所とが二元的に児童の指導に当るという結果…従って保護の徹底がめんどろになる」と修正が求められた⁷³⁾。修正意見に対して、法務廳長官鈴木義男は「更生保護だけでは持て余すことがしばしばありますので、…少年法の補充的に必要になる所以」と不良少年対策については、原則厚生省との見解を示し⁷⁴⁾、厚生委員会を説得し、7月3日の司法委員会で、井伊誠一委員長から、第3条第2項の、「十八歳」を「十四歳」と改めること、第24条等の関連修正をする旨の報告があり、賛成多数で修正されたものである⁷⁵⁾。

少年院法案に関しては、「未決の少年を収容する施設、すなわち監護所を矯正施設から分離独立…混合収容の弊害を避けるとともに、矯正教育を便宜にするため四種にわかつた…義務教育に関する文部大臣の勧告に従って教育の進歩をはかる…累進処遇の主義を採用」等について審議し、委員会におい

72) 第2回国会参議院司法委員会議録第47号 昭和23年6月25日 5-6頁

73) 第2回国会衆議院司法委員会議録第47号 昭和23年7月1日 1-2頁

74) 第2回国会参議院司法・厚生連合委員会議録第1号 昭和23年7月1日 8頁

75) 第2回国会衆議院本会議録第77号 昭和23年7月3日 98頁

て可決され、本会議報告がなされた。その後、7月5日の衆議院法会議で可決、昭和24年1月1日施行となった。

このような経緯の中、上限年齢を18歳から20歳にすることは、検察官先議・刑事処分優先の旧法を踏襲するべきとする法務当局の見解とGHQの少年裁判所全件送致の意向は隔たりが大きかった。また、23歳収容継続は、旧感化法及び少年法が、年齢切迫者や不良性の強固な者、精神的に欠陥のある者をおおよそ5年、少なくとも2年は処遇しなければならないとの意識が継続されていたもので、23歳収容継続も当然のことと認識されていた。更に、特に悪質化した青少年や未だ心身の発達が十分でなく、環境の問題を受ける状況が多々ある者についての保安処分の必要性が検討され、青年補導法案が審議されている。しかしながら、少年法・少年院法及び刑事訴訟法の改正に忙殺されていたことや、保安処分に関する疑問の意見が学者法曹関係者から多数上ったことから、青年補導法案は廃案となった。廃案となったものの、少年法・少年院法の改正作業と平行して青年補導法案が検討され、18歳から25歳までの対象と5年間の収容継続（31歳までの継続）の趣旨は、少年法・少年院法案に影響を与えたものと思われる。

佐藤法務行政長官が少年院法案の提案理由について、「…この少年院は…矯正院に比べまして、矯正教育の徹底と基本的人権の保障において格段の進歩を遂げておる…。先ず少年院における保護収容の弊害を避けると共に、矯正教育を便宜にするために、少年院を…四種に分つたのであります。初等少年院は心身に著しい故障のない、概ね十四歳以上十六歳未満の者を収容…心身の発達より来る生理上の差異の第一段階を概ね十六歳で区切つたのであります。中等少年院は十六歳以上二十歳未満の者を収容するのであります。心身の発達より来る生理上の差異の第二段階を概ね二十歳で区切つたのであります。特別少年院は心身に著しい故障がないが、犯罪的傾向の進んだ者を収容するのであります。…年齢が概ね十八歳以上で、犯罪的傾向の進んだ者を他の者と同一施設内に置くことは弊害が多く、…ここに特別少年院を設けて、彼等に矯正教育を授ける…。医療少年院は心身に著しい故障のある概ね

十四歳以上二十歳未満の者を收容する…心身に著しい故障のある者は、特に設けた施設で特殊の矯正教育を受けなければ矯正の目的を達することができないので、医療少年院を設け…そこで特殊な矯正教育を授けることにした…。更に收容者の年齢の限度を一應二十歳と定め、原則として二十歳で退院させ、少年院の長が在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため、退院させるに不適當であると認めるときは、少年を送致した裁判所に対して收容の継続を申請し、裁判所が收容継続の決定をした場合にのみ継続して收容することができるようにしたのであります。その場合に決定の期間は二十三歳を超えることができないのでありますが、特に在院者の精神に著しい故障がある場合に限つて、二十六歳まで收容することができることにいたしました。」と説明していることから従来年齢意識を踏襲していることが窺える⁷⁶⁾。

昭和24年以降では、先ず昭和25年12月4日付けで法務総裁大橋武夫から最高裁長官田中耕太郎に対して、「18歳以上の少年に関しては、公訴提起する場合に限り、事件を家裁に送致しないよう法第68条を改正したい。」旨の書簡を送っている。また、昭和26年2月には、法務府は検察官先議の少年法改正草案を作成している。その後、昭和41年5月に「少年法改正に関する構想（一）（二）」が発表され、18歳未満を少年、18歳以上23歳未満を青年、23歳以上を成人とする構想（青少年法構想）と、18歳未満を少年、18歳以上20歳未満を青年、20歳以上を成人とする構想の2案を明らかにした⁷⁷⁾。また、昭和45年6月には、「少年法改正要綱」を発表している⁷⁸⁾。これら以降の変遷については、別稿とする。

V 小括

明治以降の法制下においては、民法の未成年年齢満20歳を統一基準とし

76) 第2回国会参議院司法委員会議録第47号 昭和23年6月25日 5頁

77) 法務省「少年法改正に関する構想説明書」（昭和41年5月23日）

78) 法務省「少年法改正要綱」（昭和45年6月）

つつも、法令毎その基準年齢は多岐にわたる。福祉法分野では、救護法、母子健康法が13歳未満を対象とし、少年教護法は14歳未満としている。労働法分野の工場法は、16歳未満、工場労働者最低年齢法では14歳未満とするが、海上ニ使用セラルル児童及年少者ノ強制体格検査ニ関スル条約では18歳未満である。

刑事法では、刑法が刑事責任年齢を14歳とし、少年法は18歳未満、矯正院法は最大23歳までとした。矯正院が23歳まで収容可能としたことは、18歳直前の者が送致された場合、5年の期間教養を施せば、その将来が見通せるとの理解があったことは、少年法・矯正院法の事項で記述したが、未だ前途に見込みがない者も23歳に達すれば社会へ出すのかとの疑問があるが、少年審判所嘱託であった服部北溟は「二十三歳と云へば青年期を超えた者で、思慮の完き一人前の人間であって、これ以上の者まで少年法の處置を執って行くことは、少年法の精神にも悖ることとなるから、期限は結局二十三歳までと制限されて居る」と述べ⁷⁹⁾、釈放すべきしかないことを論述している。

各法令は、その立法目的や保護すべき対象・法益等の諸般の事情を考慮しつつ、義務教育年限や児童生徒の心身の発育状況を勘案しているが、人権の問題や親権者の意志尊重を基盤にしつつ、国家の経済措置や民間活動への移譲を考慮しているものが多い。

明治期の徳育対象年齢は、10歳以内は「賢愚知不肖未定マラズ」とされ、10歳から15歳になり「漸分カレ來リ」、20歳に至り「全ク定マル」と考えられている⁸⁰⁾。14・15歳を賢愚の境目としており、各法令もこの辺りを基準値に置いているものが多い。また。明治期の教育界では、児童期を男子は7歳から16歳、女子を7歳から14歳としており、児童期には、記憶と想像力が発達するが、思考力は弱いとしている。少年期は男子24歳まで、女子21

79) 服部北溟「愛の法律少年審判法」二松堂書店 大正12年 93頁

80) 三宅米吉「益軒ノ教育法」金港堂 明治23年 42頁

歳までとし、知情意共に発達し、知力・道徳も成熟するとしている⁸¹⁾。

刑事法の一分野である少年法による対象を扱う矯正院法が最大23歳までを収容可能としたのも。当時の教育や医学の諸知見を勘案してのことであり、時代の諸科学と立法事務との連携が必要なことが窺われる。

今般の「国民投票法」による諸法令の改正作業においても、明治期以降の立法作業における諸科学の知見や成果を取り入れた経緯を参考とし、各法令の立法目的に適う対象年齢の設定が必要であろう。つまり、青年年齢を全て統一する必要は無く、各法令の設置目的によるべきである。未成年者制度は、基本的には、未成年者の財産権や自由権等の保護を前提としつつ、消費行動や社会的行為における当事者能力の確保（自由活動の機会保障）を図る必要があり、優れて社会政策的な視点をもって法令の改編作業を行う必要がある。特に未成年者の自由権制約の強い刑事法令においては、青年期と少年期（児童期を含む。）の明確な区分や婚姻擬制・商業活動権等の権利能力性を十分に尊重した境界設定が必要であることを認識すべきである。

81) 三輪田元道, 原田長松「応用教育学: 女子教科」成文社 明治35年 103頁